

令和3年第1回 中野区国民健康保険運営協議会資料

(1) 報告事項

資料1 国民健康保険の運営状況等（令和元年度）

資料2 特定健康診査・特定保健指導・保健事業の実施状況

(2) 審議事項

「中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

資料3 諮問書（写）、中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

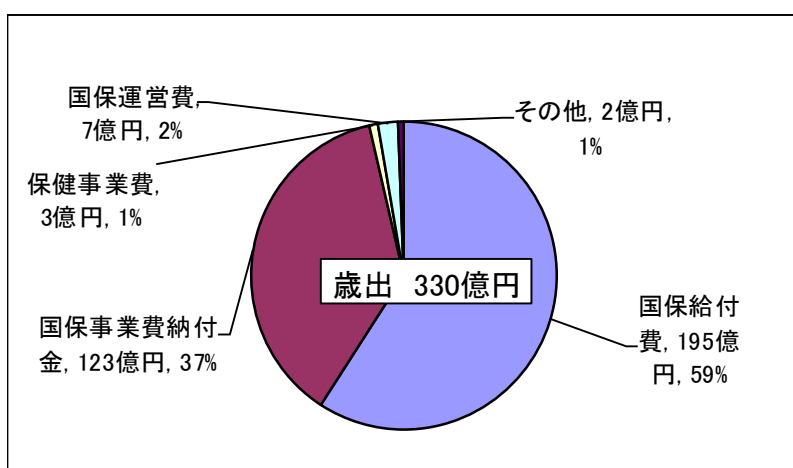
資料4 令和3年度国民健康保険料率算定の考え方について

資料5 国民健康保険における保険料率等の推移

資料6 国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較

国民健康保険の運営状況等（令和元年度）

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方などを対象とした医療保険です。平成30年度からは都が区市町村とともに運営する形となり、加入者が納める保険料や国・都の支出金などを基に運営しています。令和元年度の加入者数は、区民の約24%、約8万人で、前年度に比べ約2千人減少しました。

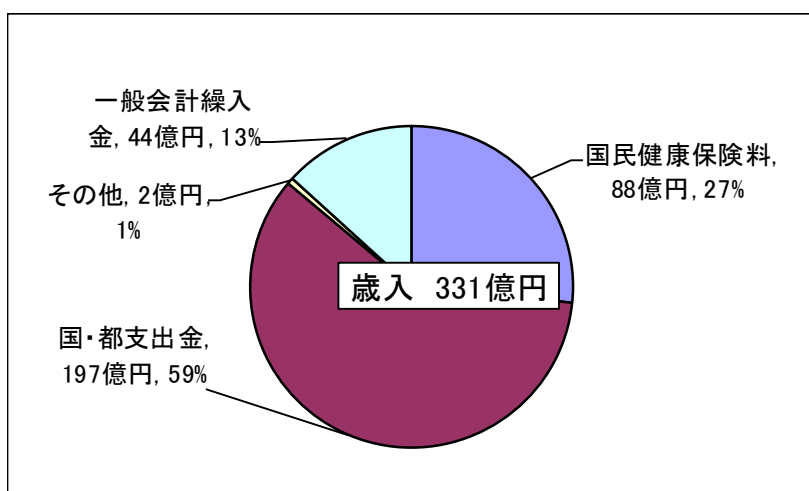
歳出 ▶ **医療費などに充てる国保給付費は前年度と同程度**

歳出の総額は330億円(8億円減少)だが、後期高齢者医療制度への加入による被保険者数の減少により国民健康保険事業費納付金等が減少しました。

加入者の医療費などに充てられる国保給付費が全体の59%に当たる195億円(増減なし)を占めました。

また、平成30年度より新設された国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用として国民健康保

険事業費納付金は123億円(4億円減少)でした。

歳入 ▶ **運営費の一部として44億円を一般会計から繰り入れ**

歳入の総額は331億円(9億円減少)でした。

全体の27%に当たる88億円(2億円減少)が加入者の保険料で、国や都からの支出金は、59%に当たる197億円(増減なし)でした。

こうした収入の他、区の一般会計から44億円を繰り入れました。繰入額は、歳出の減少などに伴い、前年度と比べ約2億円減少しました。

※歳出と比較して歳入が約1億円多いのは、保険料と国等の支出金への返還金(次年度繰越金)を含んでいるためです。

1 国保主要データ

(1) 被保険者

①被保険者数の推移

中野区国民健康保険の被保険者数は、令和元年度末現在、80,014人で、総人口に占める割合は23.8%となっており、減少傾向にある。

(単位：世帯・人)

	中野区総人口 (A)	国保加入世帯数・被保険者数		加入率 (C) / (A)
		世帯数 (B)	被保険者数 (C)	
平成28年度末	326,839	65,549	86,694	26.5%
平成29年度末	329,577	64,696	84,258	25.6%
平成30年度末	332,957	63,731	82,194	24.7%
令和元年度末	336,424	62,619	80,014	23.8%

部事業概要引用

②保険料減額世帯の割合

保険料（均等割額）減額世帯の割合は過半数を超え、増加傾向にある。

(単位：世帯)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国保加入世帯数(①再掲)		65,549	64,696	63,731	62,619
減額世帯数(合計)		35,483	36,772	37,146	37,546
(割合)		54.1%	56.8%	58.3%	59.9%
内 訳	7割減額	24,915	26,356	26,732	27,078
	(割合)	38.0%	40.7%	41.9%	43.2%
	5割減額	5,771	5,573	5,734	5,863
	(割合)	8.8%	8.6%	9.0%	9.3%
	2割減額	4,797	4,843	4,680	4,605
	(割合)	7.3%	7.5%	7.3%	7.3%

部事業概要引用

③所得割賦課世帯数の推移

令和元年度の所得割を賦課している世帯数の割合は、前年度より0.9ポイント下がった。

(単位：世帯)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国保加入世帯数(※)①	67,345	66,964	65,247	64,278
所得割賦課世帯数②	36,427	35,021	34,403	33,269
所得割額賦課世帯数の 割合②/①	54.1%	52.3%	52.7%	51.8%

※ 保険料の本算定時（6月末）における国保加入世帯数

国保料調定集計表(異動分)引用

(2) 保険料収納率

保険料の収納率は、85%前後を推移している。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
現年分収納率(現年分)	85.27%	85.28%	84.98%	84.53%
現年分収入率(現年分)	85.6%	85.6%	85.3%	84.9%
滞納繰越分収入率	24.6%	24.3%	22.7%	19.1%

年次別決算基礎データ・行政評価票引用

※ 収納率 = (収入済額 - 還付未済額) / 調定額

※ 収入率 = 収入済額 / 調定額

(3) 給付費等

①療養諸費(療養給付費、療養費)

病気やケガをしたときに健康保険を扱う病院や診療所で治療を受けた場合、被保険者はその医療費の一部(一部負担金)を支払い、残りを国民健康保険が給付する(保険者負担分)。

また、旅行中の急病などで被保険者証を提示できず医療費の全額を支払った場合は、後日、保険者負担分を請求できる。

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
療養給付費	件数	1,266,767	1,209,001	1,183,815	1,159,446
	金額	17,401,356	17,112,481	16,622,020	16,620,068
療養費	件数	55,748	46,936	48,682	46,883
	金額	415,403	337,141	338,111	318,943

部事業概要引用

②高額療養費

医療費の負担を軽減するため、支払った医療費(一部負担金)が一定額(自己負担限度額)を超えた場合に支給する。また、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関に提示することで、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	38,360	38,880	38,812	38,864
金額	2,302,277	2,279,096	2,273,984	2,271,170

部事業概要引用

③一人当たり医療費の推移

一人当たり医療費は、高齢化の進展に伴い増加傾向にある。

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一人当たり医療費	274,268	278,081	277,998	284,532
前年度比	98.1%	101.4%	100.0%	102.4%

指導検査データブック引用

④出産育児一時金の支給

被保険者数の減少とともに減少傾向にある。

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	405	355	316	309
金額	169,954	149,164	133,203	129,621

部事業概要引用

⑤葬祭費の支給

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数	329	308	309	258
金額	23,030	21,560	21,630	18,060

部事業概要引用

2 制度上の財政課題

(1) 一般会計繰入金の推移

国民健康保険事業特別会計は、被保険者の負担軽減及び保険料未収金補填等のため一般会計から法定外繰入をしている。被保険者数の減少等に伴い繰入金も減少傾向にある。

(単位：億円 小数点以下四捨五入)

	28年度	29年度	30年度	元年度	
保険給付費(歳出)	204	200	195	195	
一般会計からの繰入金	51.5	47.9	46.2	44.3	
繰入金内訳	法定内繰入金 ※1	24.5	25.8	25.8	25.9
	法定外繰入金(その他繰入金)	27.0	22.1	20.4	18.4
法定外内訳	決算補填等目的 ※2	24.7	19.9	18.3	17.1
	決算補填以外の目的 ※3	2.3	2.2	2.1	1.3

区報国保決算円グラフ・決特資料区民18・一般会計繰入理由別状況表(様式5)引用

※1 基盤安定繰入金+職員給与等繰入金+(出産育児一時金 2/3は区税、1/3は保険料で充当)

※2 保険料の負担軽減のため

※3 地方単独事業の医療給付費波及増、保健事業費に充てるため、保険料の減免額に充てるため。

3 令和元年度に行った主な取り組み結果

(1) 歳入確保の取り組み

① 収納率の向上対策

- ・キャッシュカードがあれば、その場で口座振替の手続きができる、ペイジー口座振替受付サービスを、国保加入時のほか、転入等説明時を活用し積極的に勧奨した。
- ・高額滞納者等への催告方法を色つき封書による催告書を送付するとともに、後追いはがきを送付することで、収納率の向上を図った。

(2) 取り組みの実績

① 口座振替加入率推移（各年度末実績）

（単位：件）

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国保加入世帯数	65,549	64,696	63,731	62,619
口座振替世帯数	27,195	26,613	26,538	26,550
口座振替加入率	41.5%	41.1%	41.6%	42.4%

部事業概要引用

② 色つき封書催告書・後追いはがき送付月（9月）の納付相談（単位：件）

平成30年度	令和元年度
1,549	967

受電、窓口委託データ

4. 令和2年度の新たな取り組み状況

- (1) 区外転出者への訪問催告及び現況調査委託を行なった。
- (2) 外国人の納付意識醸成のため、新型の音声翻訳機を適切に窓口で利活用した。
- (3) 催告書及び賦課通知書に二次元バーコードを印刷して、外国語版国保ガイド閲覧に結びつけ、制度周知及び納付義務についての理解を促進した。
- (4) SMSメールを活用した収納率の低い傾向がある若年層への納付勧奨を行なった。
- (5) 令和3年3月（予定）より、スマートフォン決済をできるようにする。
- (6) 令和3年3月（予定）より、マイナンバーカードのICチップまたは国民健康保険証の記号番号により、オンラインで資格情報の確認ができるようにする。

5. 令和3年度に予定している新たな取り組み

- (1) 個人所得課税の見直しに伴う、国民健康保険法施行令の一部改正に対応し、限度額認定証に出力等される「適用区分」の判定処理の見直し、高齢受給者証に出力する「一部負担割合」の判定処理の見直し、賦課計算における軽減判定の基準額算出方法の見直し、賦課計算において、基準総所得金額算出に用いる基礎控除額の算出方法の見直しを行う。
- (2) 海外出産に係る出産育児一時金の申請があった際、内容点検や申請書類の再翻訳、疑義案件については現地照会をするなどの取組を専門業者に委託する。
- (3) 税と国民健康保険料の共通課題である財産調査情報や執行停止・即時消滅の情報共有などに取り組みながら、滞納整理の一元管理について検討をすすめる。
- (4) 督促状に二次元バーコードを印刷して、外国語版国保ガイド閲覧に結びつけ、制度周知及び納付義務についての理解を促進する。

特定健康診査・特定保健指導・保健事業の実施状況

健康福祉部保健企画課保健事業係

令和元年度までの実施状況について

1. 国保特定健康診査

①特定健康診査・特定保健指導の法定受診率・実施率について

【第一期（平成20年～平成24年）】

(単位：%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
中野区受診率	41.4	41.1	40.8	41.4	41.8
特別区平均受診率	40.2	40.5	40.8	41.5	41.7
中野区実施率	0.9	15.7	11.5	8.8	8.1
特別区平均実施率	7.4	13.7	12.8	13.6	14.6

【第二期（平成25年～平成29年）】

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中野区受診率	39.0	39.5	39.2	38.2	40.6
特別区平均受診率	41.7	42.3	42.9	42.5	42.8
中野区実施率	5.8	5.4	5.7	4.4	3.5
特別区平均実施率	13.6	15.2	14.9	13.6	13.2

【第三期（平成30年～）】 (単位：%)

	平成30年度	令和元年度
中野区受診率	42.4	41.2
特別区平均受診率	42.5	41.7
中野区実施率	6.3	8.8
特別区平均実施率	14.3	12.9

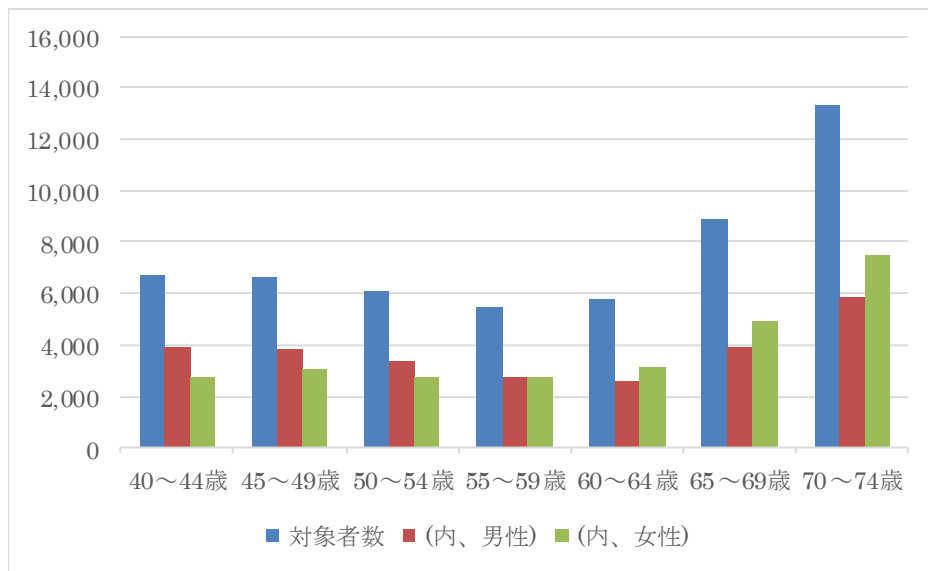
○平成28年度に38.2%で最低値だった受診率だが、受診率向上事業の成果が出ており、平成30年度には42.4%となったが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響もあり、前年度より0.3%減少した。また、実施率については、特別区平均実施率が前年度より減少している中、前年度より2.5%上昇している。特定保健指導実施率向上事業の効果が現れていると言える。

I. 対象者

(単位：人・%)

	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳
対象者数	6,679	6,671	6,095	5,500	5,747	8,876	13,354
(内、男性)	3,928	3,812	3,354	2,772	2,631	3,914	5,855
(内、女性)	2,751	3,059	2,741	2,728	3,116	4,962	7,499

(資料：特定健診受診券発行者データより)



II. 平成26～令和元年度対象者数

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数	61,121	60,580	58,925	56,516	54,255人	53,122人

(資料：特定健診受診券発行データより)

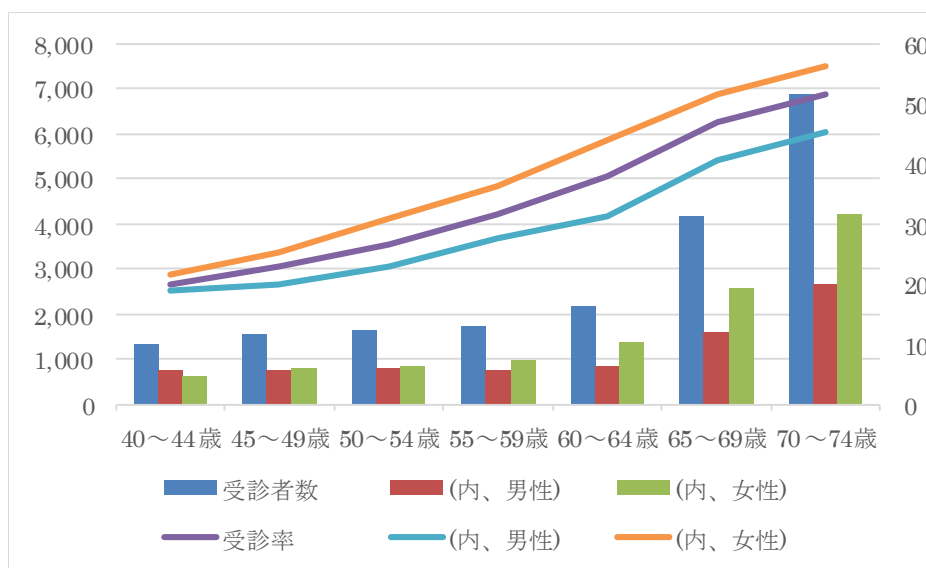
○被保険者数の減少に合せ、対象者数も減少している。平成26年度と比べ、令和元年度は7,999人、13.1%も減少している。

②受診者数及び受診率

(単位：人・%)

	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳
受診者数	1,337	1,527	1,613	1,744	2,183	4,146	6,858
(内、男性)	742	754	770	760	819	1,590	2,638
(内、女性)	595	773	843	984	1,364	2,556	4,220
受診率	20.0	22.9	26.5	31.7	38.0	46.7	51.4
(内、男性)	18.9	19.8	23.0	27.4	31.1	40.6	45.1
(内、女性)	21.6	25.3	30.8	36.1	43.8	51.5	56.3

(資料：特定健診受診結果データより)



○年齢が上がるにつれて受診率が高くなる。特に 60 代以降の受診率が高い。また、男性に比べ女性の受診率がどの年代でも高い。

③受診率向上策について

I. 勧奨通知の送付

i. 対象者

平成 28 年度から平成 30 年度までの特定健診結果を AI で分析し、勧奨効果の高い対象者を選定。

ii. 勧奨方法

9 月に対象者 (20,432 名) に過去の健診結果から属性に合わせた勧奨ハガキ (6 種類) を送付した。また、1 月に同じく勧奨はがき (1 種類、14,000 名) を送付した。

iii. 勧奨結果

<9 月発送分>

(単位：通・人・%)

属性		発送数	受診者数	受診率
1	不定期受診	436	199	45.6
2		829	312	37.6
3		833	315	37.8
4		1,029	414	40.2
5	経年未受診で 医療機関未受診	16,123	1,364	8.5
6	国保新規加入	1,182	370	31.3

(資料：特定健診受診勧奨結果データより)

※1~4 は、不定期に受診をする者を過去の健診結果から属性に合わせてグループ分けを行ったもの
<1 月発送分>

発送数	受診者数	受診率
14,000	2,998	21.4

(資料：特定健診受診勧奨結果データより)

○不定期受診者・経年未受診者で医療機関未受診者・国保新規加入者とグループを分けて勧奨を行った。

1 月発送分については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、受診率が昨年 (44.7%) から大きく低下した。

II. 診療情報収集事業の実施

i. 対象者

かかりつけ医で生活習慣病の治療をしているため、前年度 (平成 30 年度) に特定健診を受診しなかった者 (3,552 名)

ii. 勧奨方法

医療機関ごとに対象者を記載したリストを作成し、診療時にかかりつけ医から特定健診の受診を勧奨する。受診を希望しない者については、本人へ同意をとった上で、診療で行った検査結果を特定健診結果として区へ報告する。

また、令和元年度より、対象者の一部には本人に対しても郵送にて診療情報収集事業への協力を依頼し、診療で行った検査結果を区に報告するよう促す。

iii. 勸奨結果

〈医療機関からの受診勸奨〉

(単位：人・%)

年度	医療機関からの勸奨のみ			医療機関+個人へ勸奨			合計		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
R1	2,552	936	36.7	1,000	441	44.1	3,552	1,377	38.8
H30	3,479	1,197	34.4				3,479	1,197	34.4
H29	3,219	469	14.6				3,219	469	14.6
H28	2,894	438	15.1				2,894	438	15.1

(資料：特定健診受診勸奨結果データより)

※平成 28、29、30 年度の対象者は、令和元年度にリストに記載された者のうち、平成 28、29、30 にも国民健康保険被保険者で国保特定健診の対象になっていた者を指す。

〈診療情報収集数〉

49 医療機関（前年 11 医療機関）から 132 名（前年 42 名）分、また、個人からの返送分で 10 名分の健診結果を受領した。医療機関から受領した 132 名のうち 110 名は個人に対して勸奨した用紙を本人がかかりつけ医に持ち込み、医療機関経由で区に返送いただいたものである。

○昨年に比べ事業に参加いただいた医療機関が増え、対象者の受診率が向上した。特定健診の受診勸奨効果は、医療機関から行う場合と個人へ勸奨する場合とで効果に変化はなかったが、診療情報収集については個人への勸奨が効果的であるという結果が得られた。

2. 特定保健指導

【平成 26 年～令和元年度対象者】

(単位：人・%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定健診受診者数	22,059	21,676	20,401	20,477	20,668	19,408
対象者数 (※)	2,308	2,369	2,265	2,415	2,232	1,827
対象率	10.5	10.9	11.1	11.8	10.8	9.4

※利用券送付時に資格喪失・転出により中野区国民健康保険を脱退している者は除く

(資料：特定保健指導利用券発行データより)

①特定保健指導の実施率について

【第一期 (平成 20 年度～平成 24 年度)】

(単位：%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
中野区利用率	0.9	15.7	11.5	8.8	8.1
特別区平均実施率	7.4	13.7	12.8	13.6	14.6

【第二期 (平成 25 年度～平成 29 年度)】

(単位：%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
中野区利用率	5.8	5.4	5.7	4.4	3.5
特別区平均実施率	13.6	15.2	14.9	13.6	13.2

【第三期 (平成 30 年度～)】

(単位：%)

	平成 30 年度	令和元年度
中野区実施率	6.3	8.8
特別区平均実施率	14.3	12.9

②利用者数と実施率

【平成 30 年度, 令和元年度】

(単位：人・%)

保健指導種別		R1 人数	H30 人数
動機付け支援	初回面接のみ	54	112
	指導終了	133	58
	最終評価のみ	54	7
積極的支援	初回面接のみ	11	26
	指導終了	72	21
	最終評価のみ	1	8
実施率 (※)		14.2	4.2

(資料：特定保健指導結果データより)

※指導終了+最終評価のみ/対象者。法定実施率とは異なる。

③保健指導の効果

②利用者（H30利用者）の保健指導の対象となった平成29年度及び平成30年度の健診結果及び令和元年度の健診結果と、平成30年度に保健指導の対象となったが利用しなかった者との健診結果の比較を行い、特定保健指導の効果測定を行った。

I. 比較対象者

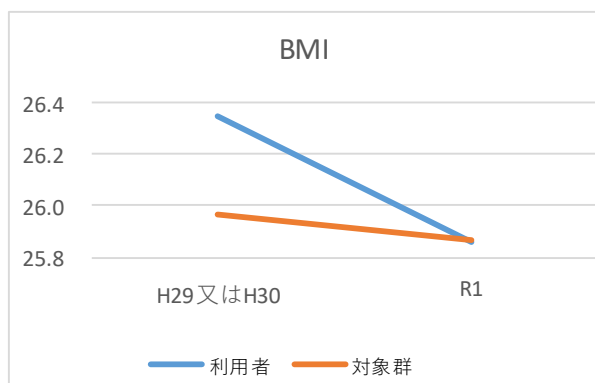
i. 利用者

平成29年度又は平成30年度の特健健診結果から特定保健指導を利用し、平成30年度中に最終評価を行った者（118名）の内、令和元年度の特健健診を受診している者（101名）

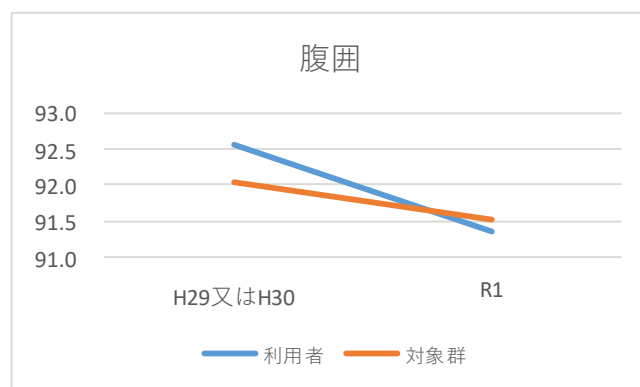
ii. 対象群

平成30年度に特定保健指導の対象になったが利用しなかった者の内、令和元年度の特健健診を受診している者（1,527名）。

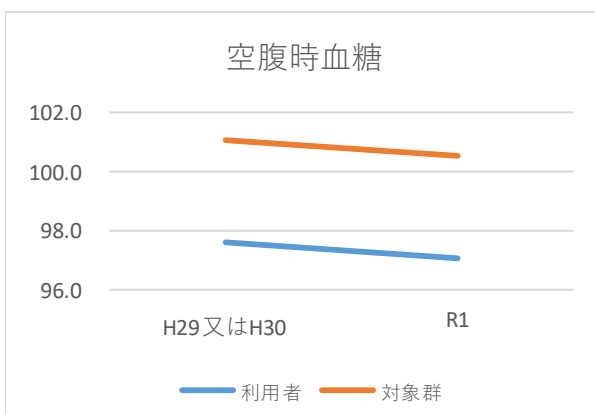
II. 検査結果の推移



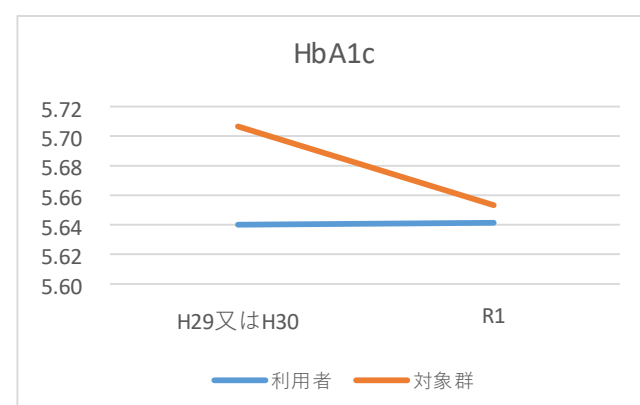
BMI	H29又はH30	R1
利用者	26.4	25.9
対象群	26.0	25.9



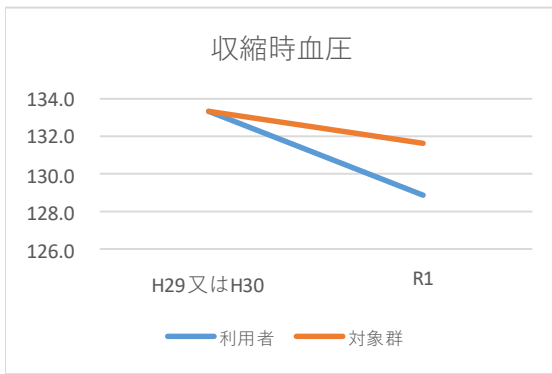
腹囲	H29又はH30	R1
利用者	92.6	91.4
対象群	92.0	91.5



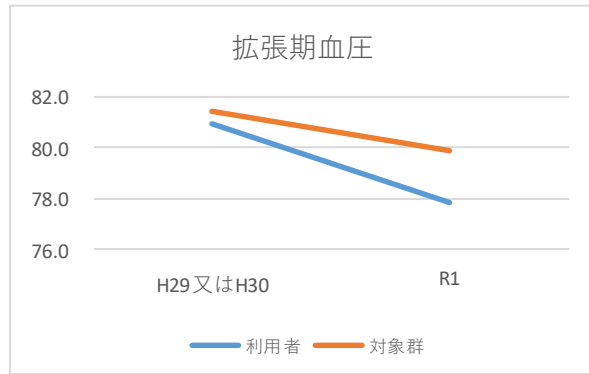
空腹時血糖	H29又はH30	R1
利用者	97.6	97.1
対象群	101.0	100.5



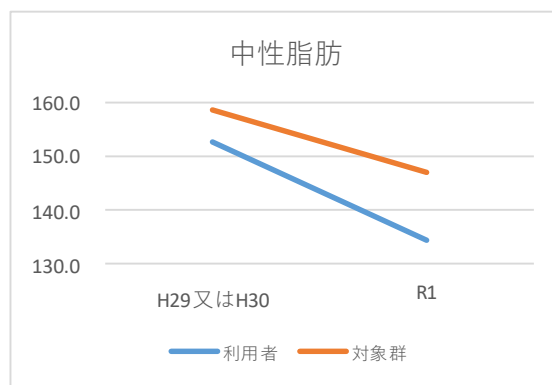
HbA1c	H29又はH30	R1
利用者	5.64	5.64
対象群	5.71	5.65



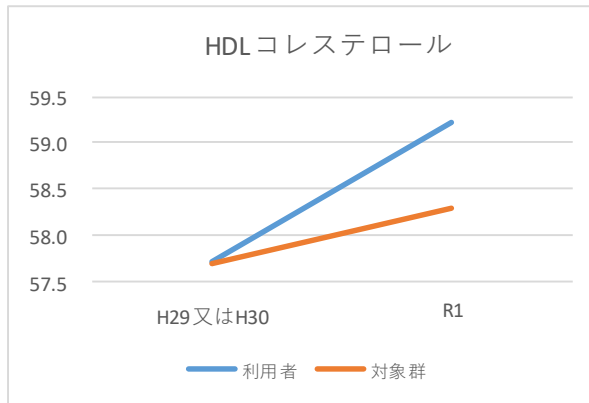
収縮時血圧	H29又はH30	R1
利用者	133.3	128.8
対象群	133.3	131.6



拡張期血圧	H29又はH30	R1
利用者	80.9	77.9
対象群	81.4	79.9



中性脂肪	H29又はH30	R1
利用者	152.7	134.3
対象群	158.4	146.9



HDL	H29又はH30	R1
利用者	57.7	59.2
対象群	57.7	58.3

○全体的に利用者の方が対照群に比べ検査結果が良くなっているが、HbA1cだけが対照群の方が結果が良い。

(資料：平成29～令和元年度特定健康診査結果データより)

3. 糖尿病性腎症重症化予防事業

①事業概要

特定健診結果とレセプトデータから、糖尿病性腎症のハイリスク者を抽出。対象者に保健指導（面接2回、電話支援6～10回）を実施し、透析移行によるQOLの低下と医療費の増加を防ぐ。

②実施時期

8月 募集通知発送

9月～翌年3月 保健指導実施

③委託先

平成30年度に引き続き、企画提案公募型事業者選定により選定された、株式会社DPPヘルスケアパートナーズへ委託して実施した。

④対象者

以下の条件の者296名に勧奨通知を発送し、30名に保健指導を実施する。

⑤利用者

34名より申込みがあり、30名に委託事業者株式会社DPPヘルスパートナーズが保健指導を実施。定員から漏れた4名について、希望者には翌年度の事業者による保健指導に参加可能とした。

⑥実施結果

30名中、26名が指導を終了した。

⑦保健指導の効果（令和元年度参加者分）

令和2年度の健診結果が全員分揃っていないため、令和3年度の事業評価の際に行う。

⑧保健指導の効果（平成30年度参加者分）

平成30年度利用者の保健指導の対象となった平成29年度の健診結果及び令和元年度の健診結果と、保健指導の対象となったが利用しなかった者の健診結果との比較を行い、保健指導の効果測定を行った。

I. 比較対象者

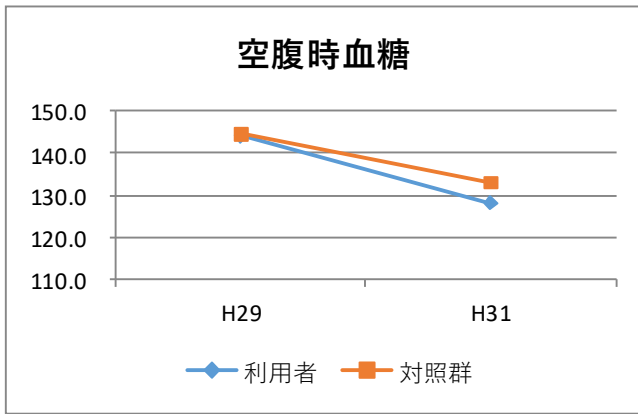
i. 利用者

平成30年に糖尿病性腎症重症化予防の保健指導を受けた者（30名）の内、令和元年度の特定健診を受診している者（24名）

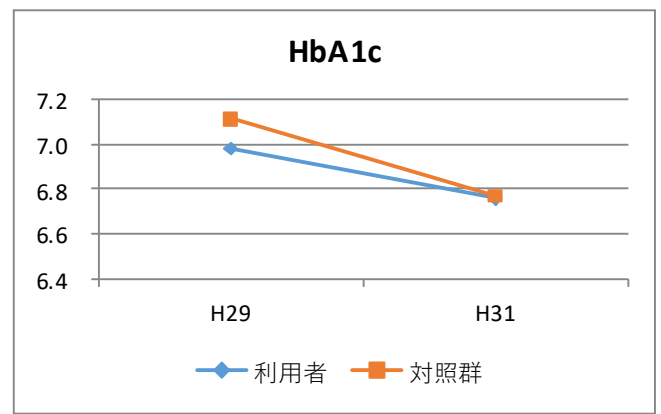
ii. 対照群

平成30年度に糖尿病性腎症重症化予防の対象になったが利用しなかった者の内、令和元年度の特定健診を受診している者（179名）

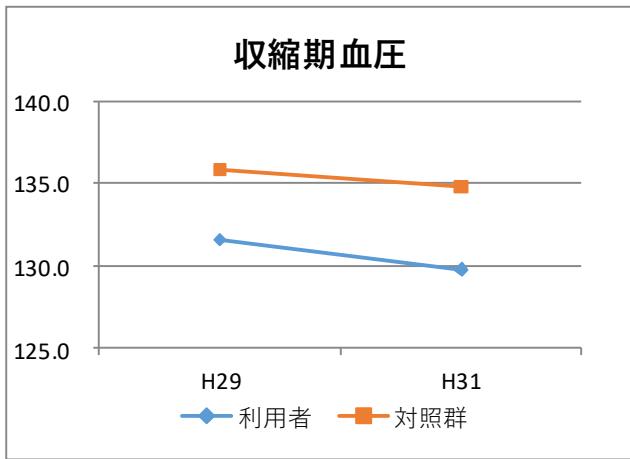
II. 検査結果の推移



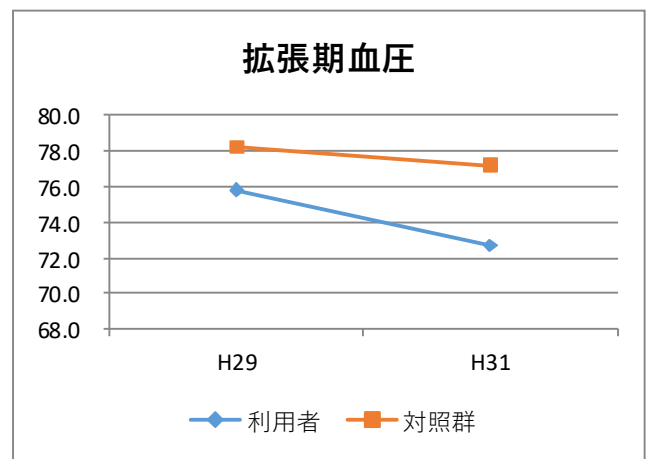
空腹時血糖	利用者	対照群
H29	144.1	144.6
R1	128.2	133.0



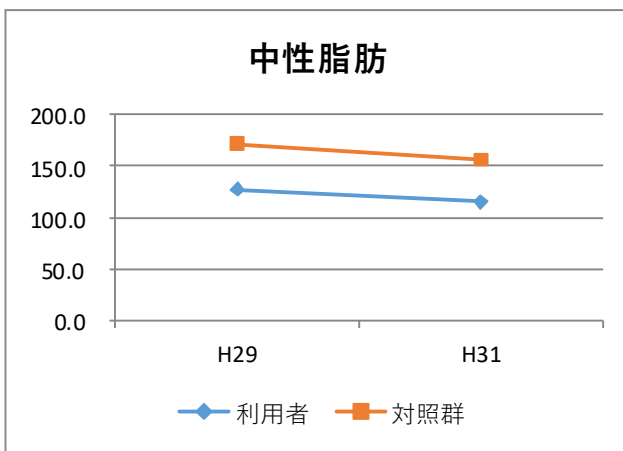
HbA1c	利用者	対照群
H29	7.0	7.1
R1	6.8	6.8



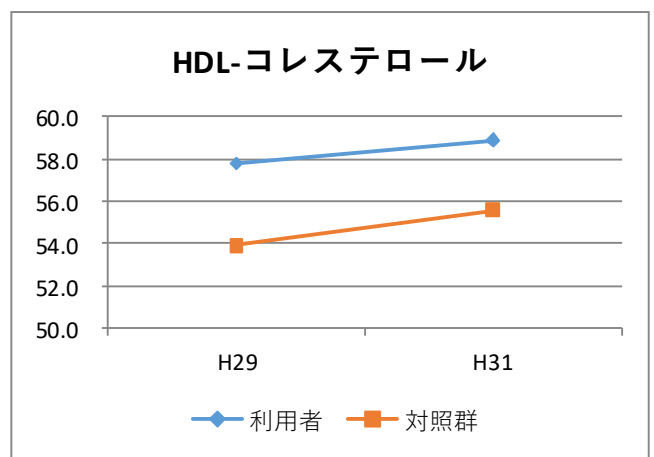
収縮血圧	利用者	対照群
H29	131.6	135.8
R1	129.8	134.8



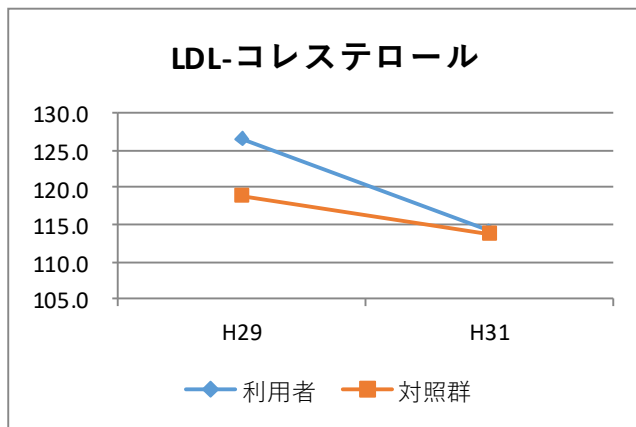
拡張血圧	利用者	対照群
H29	75.8	78.2
R1	72.7	77.2



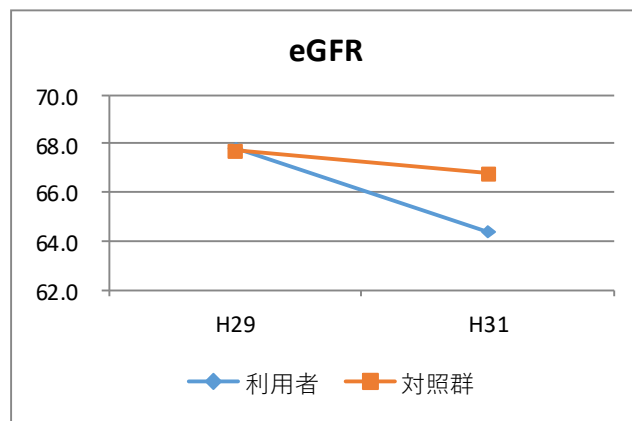
中性脂肪	利用者	対照群
H29	127.6	171.7
R1	115.7	156.4



HDL	利用者	対照群
H29	57.8	53.9
R1	58.9	55.6



LDL	利用者	対照群
H29	126.5	118.9
R1	114.3	113.8



eGFR	利用者	対照群
H29	67.8	67.7
R1	64.4	66.8

尿蛋白

利用者		R1				
		-	±	+	++	+++
H31	-	7	1	0	0	0
	±	6	2	2	0	0
	+	3	0	1	0	0
	++	1	0	1	0	0
	+++	0	0	0	0	0

対照群		R1				
		-	±	+	++	+++
H31	-	36	6	2	0	0
	±	30	14	9	0	1
	+	23	10	12	5	2
	++	6	5	7	7	1
	+++	1	0	1	0	1

……目標を維持 (29.2%)

……変化なし (12.5%)

……改善 (45.8%)

……悪化 (12.5%)

……目標を維持 (20.1%)

……変化なし (19.0%)

……改善 (46.4%)

……悪化 (14.5%)

○ほとんどの項目において対照群より改善している、もしくは対照群と同様の改善度合いである。

○HbA1c、eGFRは対照群の方が改善もしくは悪化の度合いが低い。平均値で算出するため、対象者の中に数値が大幅に悪化している者がいることが要因であると考えられる。

4. ジェネリック医薬品利用差額通知

【平成 26 年～令和元年の使用率】

(単位：%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
中野区使用率	50.7	54.2	59.3	64.2	64.9	69.0
特別区平均使用率	53.5	57.5	62.4	66.7	66.3	69.1

(資料：厚生労働省HP 「保険者別の後発医薬品の使用割合」より)

※平成 29 年度以前は市町村別実績、平成 30 年度以降は保険者別実績となっている

①事業概要

レセプトデータから後発医薬品のある先発医薬品を服薬している者を抽出。対象者に差額通知(参考資料)を発送し、医療費の削減を図る。

②実施時期

令和元年 7 月、10 月、令和 2 年 2 月の 3 回発送

③委託先

東京都国民健康保険団体連合会に対象者抽出、ハガキ作成を委託。

④対象者

4, 7, 11 月のレセプトから、100 円以上の切替効果がある 20 歳以上の被保険者

⑤発送数と実施結果

(単位：人・%・円)

	7 月発送分	10 月発送分	2 月発送分
発送数	3,854	3,300	3,164
切替者数	534	526	440
切替率	13.9	15.9	13.9
切替効果額	4,156,665	4,462,174	3,327,854
(内、保険者負担額 相当額)	3,046,633	3,280,351	2,463,232

(資料：差額通知書別集計表より)

5. 重複服薬指導事業

① 事業概要

複数の医療機関から計 60 日以上と同薬効の処方を受けている月が年に 3 か月以上ある者に適正量の服薬を促す通知を送付する。

② 実施時期

令和 2 年 2 月

③ 対象者

平成 30 年度のレセプトから、複数の医療機関から計 60 日以上と同薬効の処方を受けている月が 3 か月以上ある者の内、平成 31 年 2 月時点、重複服薬が引き続き認められる者。

④ 発送数

47 通

⑤ 実施結果

(単位：人・%)

効果	人数
重複服薬が見られなくなった者	2
改善が見られた者	5
改善が見られなかった者	34
国保喪失者	6
改善率	17.1

○昨年度から対象者が 32 名から 47 名に増加している。対象者の改善率は 17.1%となっており、昨年度同じく、月に 100 日を超える処方を受けている者、毎月同内容で繰り返し処方を受けている（恒常化している）者には効果は見られなかった。

6. 生活習慣病ハイリスク者に対する受療勧奨

①事業概要

特定健康診査を受診し、生活習慣病の疑いがあり、かつ医療機関を未受診の者に対し、受診を促す通知の発送と電話による保健指導を実施することで、生活習慣の改善と医療機関の受診を促す。

②実施時期

令和元年12月～令和2年3月

③委託先

株式会社日本サポートサービス

④対象者

平成30年度、令和元年度の国保特定健診を受診した結果、以下i～iiiいずれかの数値に該当し、かつ生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症）に関するレセプトデータがない者から600名を抽出する。

i 血糖 空腹時血糖126mg/dl以上、またはHbA1c6.5%以上、または随時血糖200mg/dl以上

ii 血圧 収縮期（最高）140mmHg以上、または拡張期（最低）90mmHg以上

iii 脂質 中性脂肪300mg/dl以上、またはHDLコレステロール34mg/dl以下

⑤実施方法

対象者589名に対し、区より受診を促す通知とパンフレットを送付。送付して数日後に、株式会社日本サポートサービスより電話で受診勧奨を実施し、希望者には保健指導を実施。また、受診勧奨をした結果、未受診と回答した者に対しては、1回目の勧奨から約2ヶ月後に受診確認の架電を実施する。

⑥-1 実施結果

(単位：件・%)

勧奨結果	件数	項目	件数	割合
勧奨可	378	受診済み	137	36.2
		受診予定（未受診）★	167	44.1
		受診拒否（指導実施）	34	9.0
		その他（受診不要等）	40	10.6
勧奨不可	211	不通	185	87.7
		通話拒否	26	12.3

⑥-2 ⑥-1の未受診者（★）に約2ヶ月後受診確認した結果 167名（単位：件・%）

確認結果	件数	項目	件数	割合
確認可	127	受診済み	72	56.7
		未受診	27	21.2
		受信拒否	27	21.2
		その他	1	0.8
確認不可	40	不通	40	

⑦受療結果

(単位:人(延べ人数)・%)

		勧奨対象者	受診者	受診率
高血糖の疑い	④対象者 i 血糖を満たす方	78	17	21.8
	HbA1c は低いが空腹時血糖が高い方	33	3	9.1
	HbA1c 6.5~6.9	30	6	20.0
	HbA1c 7.0~7.9	7	4	57.1
	HbA1c 8.0~	8	4	50.0
高血圧の疑い	④対象者 ii 血圧を満たす方	477	63	13.2
	I 度 (収縮期 140~159、拡張期 90~99)	315	36	11.4
	II 度 (収縮期 160~179、拡張期 100~109)	143	21	14.7
	III 度 (収縮期 180~、拡張期 110~)	19	6	31.6
脂質異常症の 疑い	④対象者 iii 脂質を満たす方	76	11	14.5
	中性脂肪のみ該当	66	10	15.2
	HDL コレステロールのみ該当	7	1	14.3
	HDL コレステロール・中性脂肪両方該当	3	0	0

○血糖・血圧に関しては、リスクの高い者ほど医療機関を受診する傾向にあり、勧奨の効果が出ていると言える。

第4章 令和2年度におこなう保健事業について

1. 国保特定健康診査

<目的> 特定健診受診率の向上を図り健康課題を把握することで、疾病の早期発見や受療勧奨、重症化予防をすすめ、区民の健康の保持・増進を促進する。

<対象者> 実施年度の4月1日現在、中野区国民健康保険の被保険者で、実施年度中に40歳～75歳となり、かつ受診日時点で74歳までの方。

<実施状況>

- ・5月 区医師会への健診説明会（新型コロナウイルス感染症の影響で中止）
- ・9月 診療情報収集事業（通院中で健診未受診者のリストを医療機関ごとに渡し、医療機関で健診の勧奨及び診療情報収集を行い、特定健診受診率の向上を図る。）
- ・9月 昨年度に引き続き、特定健康診査受診率向上事業を委託。専門事業者の知見を活用し、過去の健診結果から勧奨効果の高い対象者を選定、対象者を階層別にグループ分けし、それに応じた効果的な勧奨を行う（9月勧奨通知発送）。ハガキでの発送に加え、SMS（ショートメッセージサービス）による勧奨を実施。

<効果> 令和2年度特定健診受診率44%を見込んでいる。

<今後の取組み> 受診しやすい環境の整備

<今後の課題> 健康無関心層への働きかけ等

2. 特定保健指導

<目的> 対象者自身が自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定するとともに、自らが実践できるよう支援する。

<対象者> 特定健康診査の結果から腹囲またはBMIと、リスク要因の数に着目して、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別（動機付け支援・積極的支援）に階層化した者。

<実施状況> 昨年度に引き続き、医療機関型（健診結果説明日の初回保健指導開始・リレー型含む）・施設利用型・訪問型・ICT型及び、電話による利用勧奨を実施。

<効果> 令和2年度特定保健指導率13%を見込んでいる。

<今後の取組み・課題> 特定保健指導利用率向上事業の定着

<今後の課題> 健康無関心層への働きかけ等

3. 糖尿病性腎症重症化予防事業

<目的>糖尿病性腎症のリスクの高い対象者に、かかりつけ医と連携した保健指導を6か月間実施し、生活の質（QOL）を確保し人工透析への移行を阻止する。

<対象者>特定健康診査の結果及びレセプトデータから、2型糖尿病で腎機能が低下している対象者を抽出、優先度の高い対象者に勧奨通知を発送。そのうち参加希望のある30名に保健指導を実施する。

<実施状況> ・8月 今年度対象者へ勧奨通知発送（297通）。
・9月 今年度対象者30名に保健指導開始。

<効果>令和2年度保健指導終了率90%、人工透析への移行者0人を見込んでいる。

<今後の取組み・課題>

糖尿病性腎症重症化予防事業は委託事業のため、対象者が年間30名に限られる。そのため、下記のような糖尿病のリスクに応じた事業の展開を推進した。

- ① リスク高・・・糖尿病性腎症重症化予防事業
- ② リスク中・・・生活習慣病ハイリスク者に対する医療機関への受診勧奨事業の中で、糖尿病ハイリスク者に対しても通知や電話による受診勧奨を行う。
- ③ リスク低・・・糖尿病予防対策事業（保健企画係所管）
- ④ その他・・・ポピュレーションアプローチの実施

4. ジェネリック医薬品利用差額通知

<目的>レセプトデータから後発医薬品のある先発医薬品を服薬している者を抽出。対象者に差額通知を発送し、医療費の削減を図る。

<対象者>4,7,11月のレセプトから、100円以上の切替効果がある20歳以上の被保険者

<実施状況> 7月、11月、2月に発送予定

<効果>切替率20%、利用率80%を見込んでいる。

<今後の取組み・課題> 通知物の内容充実等

5. 重複服薬指導事業

<目的>年に3か月以上、同月に複数の医療機関から計60日以上と同薬効の処方を受けている者に適量の服薬を促す通知を発送する。

<対象者>令和元年度のレセプトから、複数の医療機関から計60日以上と同薬効の処方を受けている月が3か月以上ある者の内、令和3年2月時点、重複服薬が引き続き認められる者。

<実施状況> 2月頃に発送予定。

<効果>重複服薬者数の割合（対29年度比）95%を見込んでいる。

6. 生活習慣病ハイリスク者に対する受療勧奨

<目的> 特定健康診査を受診し、生活習慣病の疑いがあり、かつ医療機関を未受診の者に対し、受診を促す通知の発送と電話による保健指導を実施することで、生活習慣の改善と医療機関の受診を促す。また、未受診者に対しては、1回目の架電終了時より3ヶ月後に、受療有無の確認のため2回目の架電を実施する予定である。

<対象者> 令和元年度、2年度の国保特定健診を受診した結果、以下 i～iiiいずれかの数値に該当し、かつ生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症）に関するレセプトデータがない者から600名を抽出する。

i 血糖 空腹時血糖 126 mg/dl 以上、または HbA1c 6.5% 以上、または 随時血糖 200 mg/dl 以上

ii 血圧 収縮期（最高）140 mmHg 以上、または 拡張期（最低）90 mmHg 以上

iii 脂質 中性脂肪 300 mg/dl 以上、または HDL コレステロール 34 mg/dl 以下

<実施状況> 令和2年6月～令和3年3月

<効果> 対象者が受療した割合 30%を見込んでいる。

資料3（原本の写し）

2 中区医第 2804 号
令和 3 年 1 月 25 日

中野区国民健康保険運営協議会会長 会長代理 様

中野区長 酒 井 直 人

中野区国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、下記について貴協議会に
諮問いたします。

記

1 諮問事項

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

2 諮問内容

(1) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

○所得割率 100分の7.45 を 100分の7.13 に改正する。

○均等割額 37,500円 を 36,600円 に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

○所得割率 100分の2.29 を 100分の2.41 に改正する。

○均等割額 11,700円 を 12,000円 に改正する。

③介護納付金賦課分

○所得割率 100分の1.86 を 100分の2.18 に改正する。

○均等割額 15,900円 を 18,600円 に改正する。

(2) 保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当（7割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額 26,250円 を 25,620円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

8,190円 を 8,400円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

11,130円 を 13,020円 に改正する。

②第2号該当（5割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額 18,750円 を 18,300円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

5,850円 を 6,000円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額 7,950円 を 9,300円 に改正する。

③第3号該当（2割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額 7,500円 を 7,320円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

2,340円 を 2,400円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額 3,180円 を 3,720円 に改正する。

3 改正理由

(1) 賦課総額を見直したため、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分の保険料率等を改正する。

(2) 基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分に係る均等割額改正に伴い、保険料を減額する額を改正する。

4 実施時期

令和3年4月1日から施行する。

令和3年度国民健康保険料率算定の考え方について

1 国民健康保険料率の算定について

国民健康保険料率は、平成30年度の制度改革（広域化）により、東京都が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区は東京都が算定した納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険料率を決定する仕組みに変わった。

このたび、東京都から「令和3年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」が示されたので、中野区の保険料率算定の考え方を報告する。

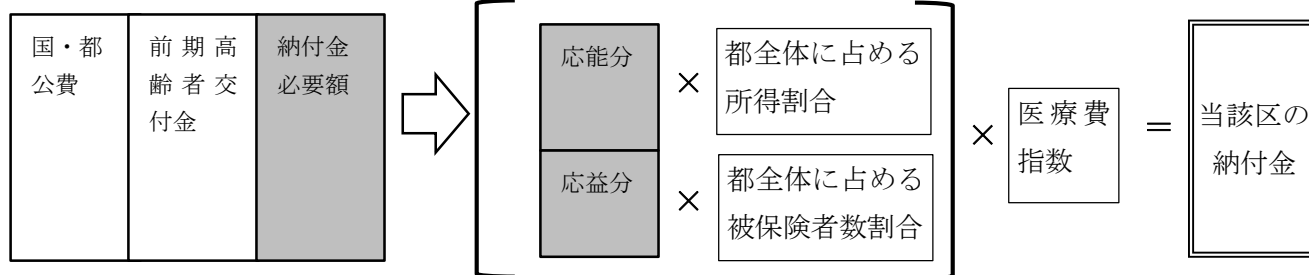
(1) 納付金の算定方法（按分の方法）

区の納付金の算定に当たっては、都全体の医療給付費等の見込み額から国庫負担金等の見込み額を差し引き、都全体で必要となる納付金の総額を算出し、区市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》

都全体の納付金必要額

区ごとの納付金算定方法



2 令和3年度国民健康保険事業費納付金

(1) 納付金額の比較（中野区）

（単位：円）

	医療分（基礎分）	支援金分	介護分	合計
令和2年度	8,123,981,377	2,682,473,858	1,036,023,563	11,842,478,798
令和3年度	7,486,162,605	2,606,529,740	1,147,385,287	11,240,077,632
前年度比	△637,818,772	△75,944,118	111,361,724	△602,401,166
	92.1%	97.2%	110.7%	94.9%

(2) 被保険者数の比較

	一般被保険者数	うち2号被保険者数 (40歳～64歳)
令和2年度	80,304人	26,918人
令和3年度	76,220人	26,306人
前年度比	△4,084人 (94.9%)	△612人 (97.7%)

3 令和3年度標準保険料率と令和2年度保険料率の比較

(1) 保険料率の比較

	医療分(基礎分)		支援金分		介護分		合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
令和2年度 保険料率	7.45	37,500	2.29	11,700	1.86	15,900	11.60	65,100
令和3年度 標準保険料率	7.50	44,117	2.72	15,579	2.79	20,385	13.01	80,081
差	0.05	6,617	0.43	3,879	0.93	4,485	1.41	14,981

(2) 1人当たり保険料の比較

(単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
令和2年度 保険料	94,109	28,952	33,787	156,848
令和3年度 標準保険料	101,677	36,041	47,175	184,893
差	7,568	7,089	13,388	28,045

4 中野区の令和3年度保険料率算定における基本的な考え方

東京都が算定した令和3年度標準保険料率と中野区の令和2年度の保険料率には、所得割で1.41%、均等割額で14,981円、一人当たり保険料は28,045円の乖離がある。前年度同様、低所得者及び多子世帯の保険料負担に配慮し、保険料が急激に増加しないよう、激変緩和措置を講じながら、段階的に決算補填等目的の法定外繰入金の削減に向けた取組を進める。

なお、平成29年度に策定した中野区財政健全化計画については、国保会計の規模が縮小（平成30年度予算：34,453,000千円、令和3年度予算（見込）：32,045,000千円、△2,408,000千円）したこと、達成目標としていた目標収納率（令和元年度：86.04%）と決算収納率（令和元年度：84.53%）の乖離が大きくなっていることを踏まえ、令和2年度に変更した。

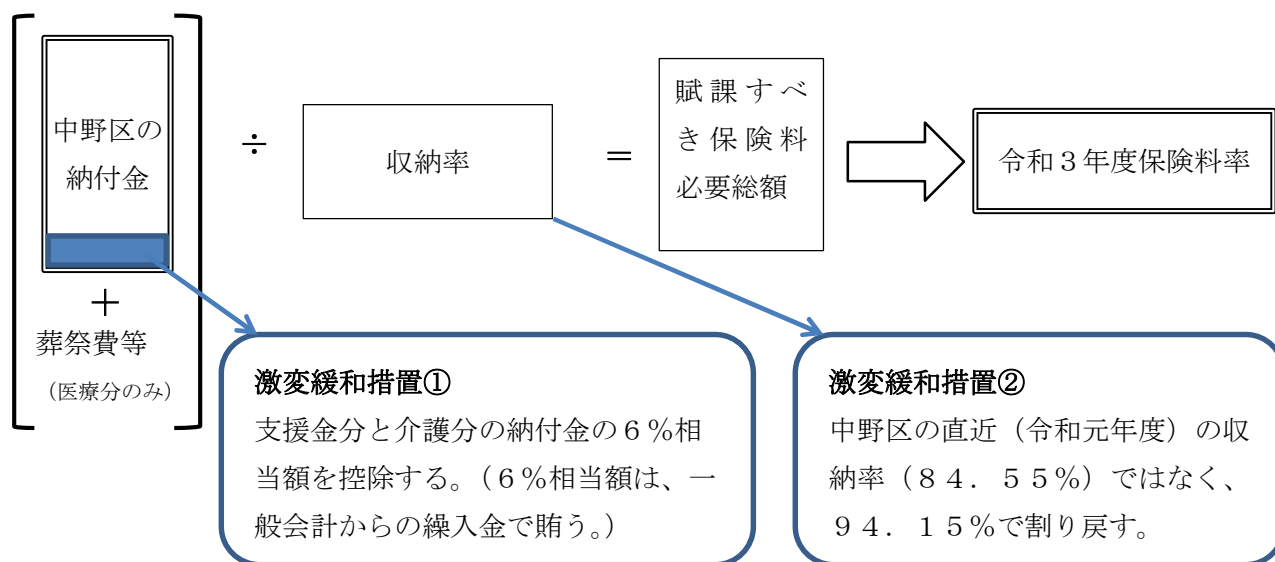
主な変更点は、激変緩和措置の期間を9年間から12年間に3年間延長したこと、目標収納率の見直し、それに伴う赤字削減予定額の見直しである。（【別添資料】国保財政健全化変更計画のとおり）

(1) 激変緩和措置①

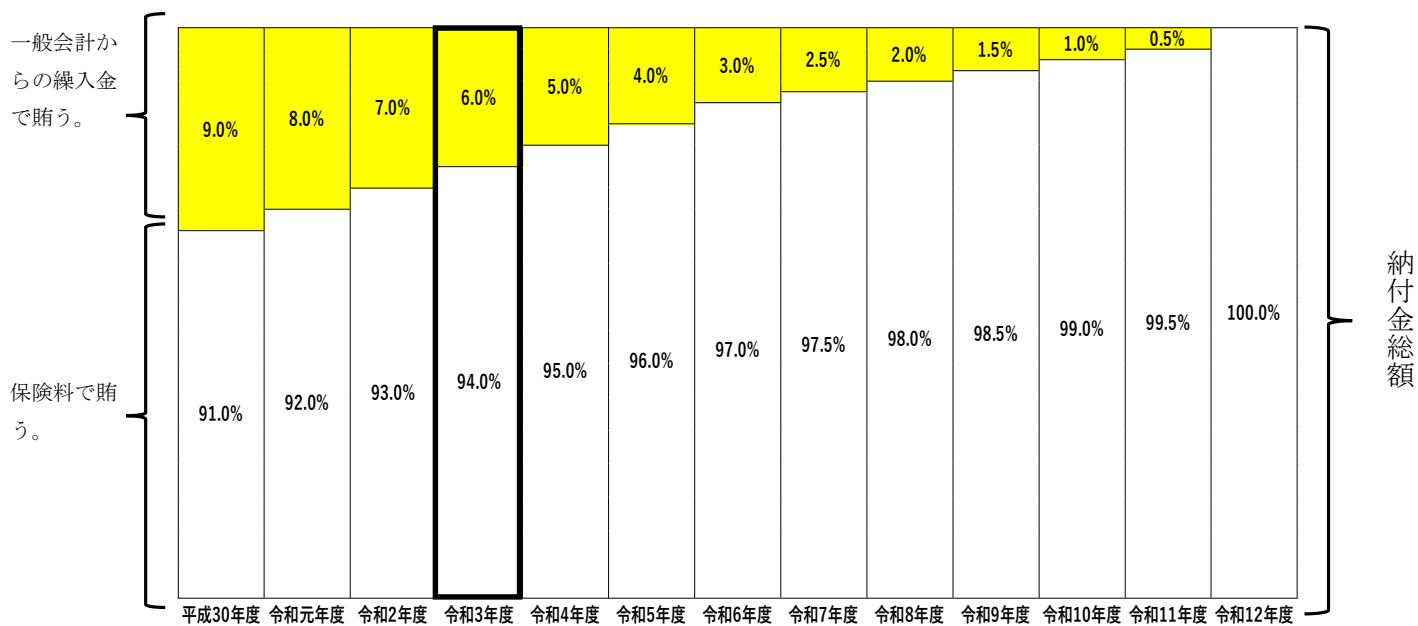
令和3年度の賦課総額の算出に当たっては、支援金分及び介護分の国保事業費納付金の6%相当額を控除する。

(2) 激変緩和措置②

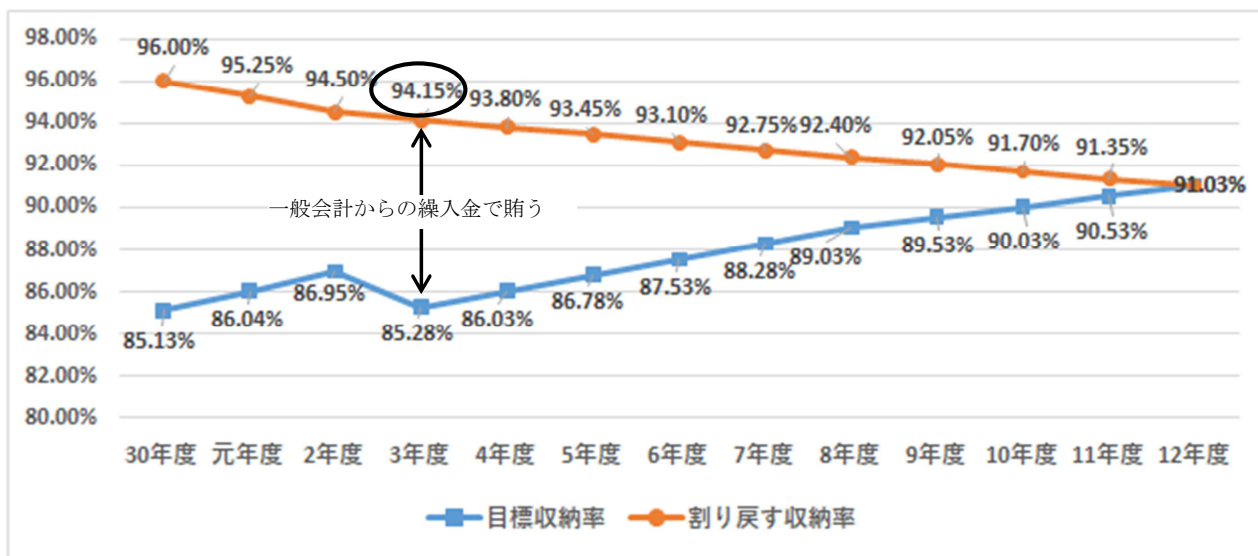
標準保険料率の算定に当たっては、納付金総額等を標準的な収納率（直近の収納率84.55%）で割り戻しているが、保険料の急激な上昇を抑えるため、94.15%で割り戻すこととする。



<激変緩和措置①のイメージ>



<激変緩和措置②のイメージ>



収納率の向上を図りながら、割り戻す収納率を目標収納率に近づけていく。

5 一人当たり保険料

(単位：円)

	基礎分	支援金分	介護分	合計
令和2年度	94,109	28,952	33,787	156,848
令和3年度	91,310	30,187	39,480	160,977
差	△2,799	1,235	5,693	4,129

6 今後の予定

3月 中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例、提案

様式第1

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和5年度まで6カ年計画)

都道府県名	保険者番号	保険者名
東京都	14	中野区

① 赤字の発生状況	年度(赤字発生年度)	平成28年度				赤字の原因			
	法定外繰入金 ※1	2,470,616千円				赤字の原因 (1)保険料の収納率が低迷している。 (2)保険料負担緩和のため、国都からの公費を50%、保険料の賦課率を50%として設計している。 (3)保険料負担緩和のため、高額療養費の一部等を保険料賦課総額から除外している。			
	繰上充用金の新規増加分 ※2	0千円							
	赤字額(合計)	2,470,616千円							
② 赤字削減計画	赤字削減・解消のための基本方針				赤字削減・解消のための具体的取組内容				
	1. 予算ベースの令和3(2021)年度の赤字額:1,321,538千円 2. 削減の目標年次:令和17(2035)年度 3. 赤字削減の主要事項 (1)保険料率の段階的な引上げ (2)収納率の向上対策の取り組み (3)医療費適正化の取り組み				1. 保険料が急激に増加しないよう、激変緩和措置を図り、12年間に目途に段階的に縮小し、決算補填を目的とした法定外繰入の削減を図る。 (1)支援分・介護分の国保事業費納付金を平成30年度は9%減額する。令和元年度以降は減額する割合を1%、令和7年度以降は減額する割合を0.5%ずつ引き下げる。 (2)割り返す収納率を段階的に引き下げる。 2. 収納率を赤字削減の目標年次の令和17年度に92.78%とすることを目標とし、収納率向上対策に取り組む。 (1)口座振替の利用促進を進めつつ、新たな収納チャネルの導入を検討する。 (2)税務部門が保有する滞納処分情報を共有することで、一体的な滞納整理を進める。 (3)転出者への催告の強化を行う。 (4)多言語対応による制度周知を図る。 3. 医療費適正化の取り組みを行う。 (1)レセプト点検や医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知を実施する。 (2)データヘルス計画に基づく糖尿病予防重症化対策事業や特定健診・保健指導の受診率向上事業を実施する。				
	年度別の赤字削減予定額(率) ※3	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	合計
		年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		法定外繰入の削減予定額(率)	0 千円(%)	200,974 千円(%)	198,911 千円(%)	66,347 千円(%)	144,567 千円(%)	147,450 千円(%)	758,249 千円(%)
		繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
	合計赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	200,974 千円(%)	198,911 千円(%)	66,347 千円(%)	144,567 千円(%)	147,450 千円(%)	758,249 千円(%)	

※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。

※2 当該年度の繰上充用(当該年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。

※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。

上記のとおり国保財政健全化計画書を提出します。

令和3年1月21日

東京都知事 殿

保険者名 中野区

代表者職氏名 中野区長 酒井 直人

印

国民健康保険における保険料率等の推移

1 保険料率の推移

	医療分（基礎分）		支援分		介護分		計	
	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）
平成30年度	7.49	38,400	2.23	11,100	1.67	15,600	11.39	65,100
令和元年度	7.47	37,800	2.30	11,700	1.72	15,300	11.49	64,800
令和2年度	7.45	37,500	2.29	11,700	1.86	15,900	11.60	65,100
令和3年度案	7.13	36,600	2.41	12,000	2.18	18,600	11.72	67,200

2 一人当たり保険料の推移

	医療分（基礎分） ＋支援分		介護分		合計 （医療＋支援＋介護）	
	金額 （円）	増減率 （%）	金額 （円）	増減率 （%）	金額 （円）	増減率 （%）
平成30年度	123,275	4.08	31,924	1.74	155,199	3.59
令和元年度	123,524	0.20	32,026	0.32	155,550	0.23
令和2年度	123,061	△0.37	33,787	5.50	156,848	0.83
令和3年度案	121,497	△1.27	39,480	16.85	160,977	2.63

3 均等割軽減対象の判定所得基準の推移

減額割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	29年中の所得が下記の金額以下	30年中の所得が下記の金額以下	元年中の所得が下記の金額以下	2年中の所得が下記の金額以下
7割	33万円	33万円	33万円	43万円＋10万円× （給与所得者等の数 （※）－1）
5割	33万円＋（27.5万円＋加入者数）	33万円＋（28万円×加入者数）	33万円＋（28.5万円×加入者数）	43万円＋（28.5万円×加入者数）＋10万円×（給与所得者等の数（※）－1）
2割	33万円＋（50万円×加入者数）	33万円＋（51万円×加入者数）	33万円＋（52万円×加入者数）	43万円＋（52万円×加入者数）＋10万円×（給与所得者等の数（※）－1）

※一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者。

4 賦課限度額の推移

(単位 円)

	医療分(基礎分)	支援分	介護分	賦課限度額(計)
平成30年度	580,000	190,000	160,000	930,000
令和元年度	610,000	190,000	160,000	960,000
令和2年度	630,000	190,000	170,000	990,000
令和3年度案	630,000	190,000	170,000	990,000

国民健康保険モデル世帯の保険料前年度比較

保険料率等 (旧ただし書方式)	令和3年度				平成2年度			
	医療分 (60:40)	支援金分 (60:40)	介護分 (53:47)	計	医療分 (60:40)	支援金分 (60:40)	介護分 (53:47)	計
所得割率	7.13%	2.41%	2.18%	11.72%	7.45%	2.29%	1.86%	11.60%
均等割額(円)	36,600	12,000	18,600	67,200	37,500	11,700	15,900	65,100
1人当たり保険料額(円)	91,310	30,187	39,480	160,977	94,109	28,952	33,787	156,848
賦課限度額(円)	630,000	190,000	170,000	990,000	630,000	190,000	170,000	990,000

※一人当たり保険料額は、賦課総額 ÷ 被保険者数

※均等割のみ世帯の収入上限は、年金収入153万円・給与収入98万円

①年金受給者(65歳以上)1人世帯【世帯主(65歳)のみ】 【単位:円】

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	
2年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)	14,760	85,138	192,378	272,732	354,548	437,338	520,128	
3年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分)	14,580	83,718	188,838	267,542	347,678	428,768	509,858
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	△ 180	△ 1,420	△ 3,540	△ 5,190	△ 6,870	△ 8,570	△ 10,270

均等割軽減割合対象 7割 2割

②年金受給者(65歳以上)2人世帯【世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)】 【単位:円】

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	
2年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)	29,520	94,978	241,578	321,932	403,748	486,538	569,328	
3年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分)	29,160	93,438	237,438	316,142	396,278	477,368	558,458
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	△ 360	△ 1,540	△ 4,140	△ 5,790	△ 7,470	△ 9,170	△ 10,870

均等割軽減割合対象 7割 5割

③給与所得者(65歳未満)1人世帯【世帯主(30歳)のみ】 【単位:円】

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	
2年度区保険料 [a] (医療分+支援金分)	26,548	135,886	204,066	276,142	354,062	431,982	513,798	
3年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分)	26,208	133,506	200,286	270,882	347,202	423,522	503,658
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	△ 340	△ 2,380	△ 3,780	△ 5,260	△ 6,860	△ 8,460	△ 10,140

均等割軽減割合対象 5割

④給与所得者(65歳未満)4人世帯【世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子2人(収入なし)】 【単位:円】

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	
2年度区保険料 [a] (医療分+支援金分+介護分)	116,620	217,540	367,320	498,880	591,680	684,480	781,920	
3年度	区保険料 [b] (医療分+支援金分+介護分)	118,144	220,108	371,628	504,676	598,436	692,196	790,644
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	1,524	2,568	4,308	5,796	6,756	7,716	8,724

均等割軽減割合対象 5割 5割 2割

※介護保険料は40～64歳の被保険者に適用される。